

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五九号）

- 1 唐津県税事務所の移転に伴い、所要の改正を行うこととした。（様式第一四号その二、様式第五四号その三及び様式第一〇一号その二関係）
- 2 この規則は、平成三二年一月二〇日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。